

基本計画 13 青少年の健全育成

現状と課題

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化や高度情報化社会の急速な進行などにより、大きく変化しており、その影響からか、犯罪の被害者になることのみならず、自らが青少年犯罪を引き起こす事態も発生し、増加が懸念されるところであります。

そのため、地域や各種団体が相互連携を行いながら、青少年の指導、育成、保護を進めることで、自らの自発的な成長を促す必要があり、さらには、青少年を取り巻く全ての人々が意識改革を含めて関わり方を考え、守り育てる輪が広がるよう、一つひとつ努力を積み重ねていくことが求められています。

また、青少年保護の観点から、非行化を未然に防止する施策を進めることも必要です。

学校でのいじめ問題については、関係機関、関係団体が連携し、いじめの防止などの対策を効果的に推進する必要があります。

主要施策

1 地域における社会の教育機能の推進

- ① 青少年問題協議会などを通じ、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査、及び必要な関係機関相互の連携調整を推進します。
- ② 青少年が広い視野と柔軟な発想を持って論理的に物事を考え、自分の主張を正しく伝える力を身に付けさせるため、青少年の主張大会の開催を継続します。
- ③ 子ども会の相互連携を促進し、子ども会育成連絡協議会の活動の充実に努めます。

2 青少年の保護・指導活動の推進

- ① 青少年の健全育成に好ましくないと考えられる有害図書などを有する店舗等への立入調査を定期的に行います。
- ② 北斗市青少年指導員などの関係機関と連携し、不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることによって、少年の非行化を未然に防止するため、街頭指導活動を推進します。
- ③ PTA、学校、地域及び警察などと連携を図ったうえで、青少年の安全確保に努めるため、PTAや各地域における自主的な市民運動の高揚を推進します。
- ④ 各中学校区において活動している「子どもを健やかに育てる会」などと連携を図り、青少年の安全な環境づくりを推進します。

3 いじめ防止の推進

- ① いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関・団体間の連携、いじめに関する重要事項の審議などを実施することにより、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ② スマートフォンなどの普及に伴い、適正な使用方法やSNSなどによるいじめ防止に向け、家庭・学校・関係団体と連携して、啓発活動を推進します。

【関連主要施策】 P67 主要施策3 健全な心身の育成 ②